

## アマチュア無線局変更申請について

JJ1SXA/池

アマチュア無線局の各種届出が、一昔前に比べると、簡易化されて、楽になっています、再免許申請は期限 1 年前からできるので、うっかり免許を切らす局も少なくなっただと思います、電子申請なら、入力「免許の番号」と「ユーザ ID・パスワード」だけ。

今回のテーマは**変更申請**です、知らないと損をするケースがあります。

### \*「申請が必要な変更内容」

氏名、住所、常置場所など無線局免許状に記載されている内容に変更が生じた場合や、無線設備を変更しようとする場合などは、その都度、変更申請の手続きが必要となります。

(氏名変更の場合には、事前に無線従事者免許証の訂正が必要となります)

### \*「保証が必要な変更内容(空中線電力が 200W 以下の無線設備)」

- 1、技適機種でない無線機(JARL 登録機種、外国製無線機、自作機等)の増設・買替えを行う場合
- 2、技適機種であっても同時に附属装置(RTTY・パケット・SSTV 等)やブースタ(リニアアンプ)を接続しての増設・買替えを行う場合
- 3、固定する局の無線設備の設備場所の変更(移動する局から固定する局への変更も含む)

これらの変更の場合は無線設備の保証が必要となりますので「保証願」「変更申請書」及び「無線局事項書及び工事設計書」等をティエスエス株式会社保証事業部に提出して保証を受ける必要があります。

### \*「総合通信局へ直接申請する変更内容(保証が不要)」

- 1、すでに許可を受けている無線機に附属装置(RTTY・パケット・SSTV 等)を追加する場合
- 2、技適機種の増設・買替えの場合

ただし、同一の変更申請で附属装置(RTTY・パケット・SSTV 等)を追加する場合は保証が必要となります。(2 度に分けて変更申請すれば、保証はいらない)

以前は、附属装置(RTTY・パケット・SSTV 等)を追加する場合は親機が技適機種でも保証が必要だったが、親機と同時の変更申請で無ければ保証不要となった。

\*「空中線電力 200W を超える無線設備等」の変更申請も指定事項に変更がなければ OK ですが、変更内容によっては「変更検査」の受検が必要となる場合があります。

以前は、面倒な検査を再度受けなければいけないのが嫌で、私も含め大部分の局

が、使ってもいない古いリグのまま変更なしで再免許申請していたが、500W や 1kW 局が、新しい技適機種のリグで検査無しで変更申請し、その後で変更なしで再免許申請をすれば検査無しで OK だ。

**\* 変更申請と再免許申請の同時提出について**

変更申請と再免許申請を兼ねることはできません。(変更申請は再免許後に行う)  
ただし、再免許申請書の提出期限が間近である場合には、住所のみの変更に限り再免許申請書と併せて住所変更のための変更申請書の同時提出(両方の申請書を同封)が可能です。

**\* 変更届の受付完了時点はいつかという次の通りです。**

**1、電子申請の場合**

WEB 上で送信をクリック、WEB 上で完了(終了)と出れば受付完了

**2、総通に直接書類を提出の場合**

書類を受け取ってもらった時点で受付完了

**3、郵送の場合**

書類に不備がなければ、ポストに投函した時点で受付完了

移動局の場合はシールが必要なので駄目だが、固定局の免許で指定事項に変更が無く、技適機種(200W のリグも)であれば、購入したばかりの新リグを即使っても違法では無い(変更申請をしていなくても、また、申請後免許状を受け取っていない)も、ただし、「遅滞なく」変更届を出さなければいけない。

**その他**

規制緩和で、電波の形式がグループにまとめられ、その結果、工事設計書の変更だけで、指定事項の変更がない場合は変更届で、変更申請についての申請手数料は不要。

変更検査を要する場合は別途、検査手数料が必要。

規制緩和が進んで、本当に手続きが簡便になりました、電子申請がより簡便ですが、郵送の場合でも、直接総通に直接提出の場合でも、申請用紙は、インターネットで総務省のページからダウンロードできます、申請手数料不要の変更申請を気軽にやって、違法状態は皆無にしましょう。